

令和6年度における優越タスクフォースの取組状況

第1 処理概況

令和6年度においては、優越的地位濫用事件タスクフォース（以下「優越タスクフォース」という。）が中心となって、大手オフィス家具メーカー、地方の有力な小売事業者及び商業施設の大手運営事業者による取引先事業者に対する優越的地位の濫用の疑いがある事案について3件の警告を行ったほか、優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとして41件の注意を行った。注意の対象となった行為は、①昨今の労務費・原材料費・エネルギーコスト等の急激なコスト上昇に伴う受注サイドの中小事業者等からの発注サイドの事業者に対する価格転嫁の要請に関連した事案（25件）、②荷主と物流事業者との取引において、荷主の行為が物流特殊指定違反につながるおそれがある事案（29件）が多かった¹。

令和6年度に優越タスクフォースにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約41日であった（前年度は約39日）。

第2 警告の内容

令和6年度は、優越的地位濫用違反被疑事件として、株式会社イトーキ、株式会社ダイゼン及び株式会社アトレの3社に対して警告を行った。

なお、株式会社イトーキに対する件は、物流特殊指定違反のおそれがあるとして警告した事件である。

1 株式会社イトーキに対する件（令和6年11月28日）

株式会社イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者に対して、

- (1) 時間外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務
- (2) 特定の附帯業務（積込み及び残材引渡し）
を無償で行わせている疑いがある。

2 株式会社ダイゼンに対する件（令和6年12月13日）

株式会社ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、納入業者に対し、次の行為を行っていた疑いがある。

- (1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。
- (2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等

¹ 荷主の物流事業者に対する行為には、物流事業者の適切な価格転嫁を阻害するおそれのある行為も含まれていた事例が複数あった。

を派遣させていた。

3 株式会社アトレに対する件（令和7年3月5日）

株式会社アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。

第3 注意の件数及び内容

1 令和6年度に注意を行った41件について、取引形態別にみると、物流取引が29件と最も多く、次いでその他の取引（不動産賃貸・管理業、生産用機械器具製造業等）が6件、小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対する納入取引が4件、卸売業者に対する納入取引が2件となっている。

2 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「取引の対価の一方的決定」が8件中3件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が2件となっている。

また、物流取引については、「取引の対価の一方的決定」が57件中22件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が15件、「その他経済上の利益の提供の要請」及び「減額」が各7件となっている。

さらに、その他の取引については、6件中4件が「取引の対価の一方的決定」で、残り2件が「協賛金等の負担の要請」となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「取引の対価の一方的決定」が29件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が15件、「減額」が8件となっている。

<表：取引形態別の注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流 取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭業者 に対する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	0	1	0	0	0	0	0	1
協賛金等の負担の要請	0	0	0	0	1	0	2	3
従業員等の派遣の要請	2	0	0	0	1	0	0	3
その他経済上の利益の 提供の要請	0	7	0	0	0	0	0	7
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	1	0	0	0	0	0	0	1
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	1	7	0	0	0	0	0	8
取引の対価の一方的決 定	3	22	0	0	0	0	4	29
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	15	0	0	0	0	0	15
その他	1	1	0	0	0	0	0	2
合計	8	57	0	0	2	0	6	73

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(41件)と行為類型の内訳の合計数(73件)とは一致しない。

3 優越的地位濫用行為で注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越的地位濫用行為で注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

取引の対価の一方的決定

- (1) スーパーマーケットを営むAは、納入業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、従来どおりに取引価格を据え置く、昨今のコスト上昇に明らかに見合わない取引価格の引上げにしか応じないなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。

従業員等の派遣の要請

- (2) ドラッグストアを営むBは、納入業者に対し、店舗の新規開店及び改装開店の際に従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているが、派遣を受ける従業員等の業務内容等についてあらかじめ納入業者と合意することなく、かつ、納入業者に対して日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を支払っていなかった。

2 物流取引

取引の対価の一方的決定

- (1) 総合リース業を営むCは、運送業務を委託する物流事業者からのコストの上昇による運賃の引上げ要請に対して、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (2) 農産物の販売事業等を営むDは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、待機に伴う費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

その他経済上の利益の提供の要請

- (3) 農産物の販売事業等を営むEは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない積込み及び荷卸し作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。

減額

- (4) 鋼材等の卸売業等を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、あらかじめ書面で合意することなく、支払うべき運賃の額から振込手数料相当額を差し引いて支払っていた。

支払遅延

- (5) 木材の加工販売業等を営むGは、運送業務を委託する物流事業者に対し、毎年1月及び5月の支払分について、休日が多く事務処理が間に合わないことを理由として、あらかじめ書面による合意を得ることなく、所定の支払期日より後に代金を支払っていた。

購入・利用強制

- (6) 農産物の販売事業等を営むHは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Hが販売する共済保険、軽油等の各種商品・サービスの購入・利用を要請していた。

その他

- (7) 合板等の製造業を営むIは、運送業務を委託する物流事業者に対し、売掛債権一括信託により代金を支払うに当たり、60日を超える支払サイトにより代金を支払っていた。

3 卸売業者に対する納入取引

協賛金等の負担の要請

- (1) 業務用食材等の卸売業を営むJは、納入業者に対し、展示会及び謝恩特売の協賛金等として、その算出根拠や用途等について説明することなく、取引額に一定率を乗じて得た額等を負担するよう要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (2) 外食産業向け飲食料品の卸売業を営むKは、納入業者に対し、繁忙期に従業員等の派遣を要請し、自社倉庫において他社商品を含む商品の棚入れ作業を行わせているが、派遣を受ける従業員等の業務内容等についてあらかじめ納入業者と合意することなく、かつ、納入業者に対して日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を支払っていなかった。

4 その他の取引

取引の対価の一方的決定

- (1) 不動産賃貸・管理業等を営むLは、自己が運営する商業施設の管理業務を委託しているビル管理業者からのコストの上昇による委託費の引上げ要請に対して、従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。

協賛金等の負担の要請

- (2) 生産用機械器具の製造業を営むMは、納入業者に対し、社員研修会の開催費用に充てるため協賛金等として、その算出根拠や用途等について説明することなく、金銭を負担するよう要請していた。